

## お待たせしました！体育施設がオープンします

### ふれあい公園パークゴルフ場は4月29日オープンです！

利用期間 4月29日(火)～10月31日(金)  
 定休日 毎週火曜日(4月29日・5月6日・9月23日・  
 10月28日は営業します)  
 利用時間 4月・5月は午前8時～午後7時  
 6月・7月・8月は午前6時～午後7時  
 9月は午前7時～午後6時  
 10月は午前8時～午後5時

受付開始時間 午前8時  
 午前8時以前の利用者は、管理棟内の受付簿に記入し、8時  
 になりましたら、一旦プレーを中断し、必ず管理棟内で1日  
 券や回数券を購入し提出、シーズン券の提示などの受付を済  
 ませてからプレーを再開してください。  
 使用料(町内の小中高生は無料です)

区分	大人	高校生	小中学生
1日券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	-	-
シーズン券	6,000円	-	-

※用具代120円(町内の小中高生は無料です)



昨年シーズン券ホルダーの返却をお願いします！

シーズン券販売～4月17日から販売をします。  
 場所 中央公民館  
 (月～金 午前9時～午後5時まで)  
 持ち物 印鑑・顔写真・券代金

本岐地区多目的公園パークゴルフ場は4月  
 29日から11月3日までの期間楽しめます！  
 (気象状況等により変更になる場合があります)

### 温水プール「すいむ」は 5月1日オープンです！



今年からすいむカードは配布しませんの窓口の受  
 付名簿に記入してからプールを利用してください。  
 シーズン券の受付 4月23日～30日までは中央  
 公民館。5月1日以降は温水プールで随時受付。  
 持ち物 顔写真・印鑑・身分証明書・券代金  
 (更新の方は券代金のみ)

利用期間 5月1日(木)～10月31日(金)  
 休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)  
 利用時間 平日 午前10時～午後8時30分  
 (午前11時50分～午後1時・午後4時50分～午後6時は休憩時間)  
 土・日 午前10時～午後6時  
 (午前11時50分～午後1時は休憩時間)

区分	大人	高校生	小中学生 70歳以上
1日券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	2,000円	1,000円
シーズン券	9,000円	6,000円	3,000円

※幼児・町内小中高生・身障者の方は無料です

今年のすいむ無料開放日  
 ・8月1日(水の日)  
 ・5月1日(プール開き) ・9月15日(敬老の日)  
 ・5月5日(子どもの日) ・10月13日(体育の日)  
 ・6月27日(オープン記念日) ・10月31日(プール納め)

利用期間 5月3日～10月26日までの土・日・祝祭日  
 7月20日～8月20日までの期間  
 利用時間 午前10時から午後6時まで  
 利用料金 町民の方は団体料金で利用できます。

区分	大人	大人団体	子ども	子ども団体
1時間	1,000円	800円	800円	500円
2時間	1,500円	1,000円	1,000円	800円
1日	3,000円	2,500円	2,000円	1,500円
1カ月	5,000円	-	3,000円	-
シーズン	10,000円	-	7,000円	-

※レンタルブーツの料金は300円です

### グレステンスキー場は 5月3日オープンです！



元五輪選手岩谷高峰さんの講習会も予定しています

問い合わせ先 中央公民館社会教育グループ ☎76-2713

# 5月1日から「本人確認」が 法律上のルールになります。



昨年の5月に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、20年5月1  
 日から戸籍の届出や戸籍証明書(戸籍謄本抄本など)をとる際のルール  
 が変わります。出生や結婚、親子関係など、あなたの身分関係が記載さ  
 れた戸籍の証明書が、他人に不正に取得されたり、他人の虚偽の届出に  
 より真実でない記載がされないようにするためです。

5月1日以降窓口にお越しいただいた方には、免許証などの提示をお  
 願いすることになりますので、ご協力をお願いします。

## 1 戸籍謄本、抄本など戸籍証明書をとるときは

### 本人確認 を行います

窓口に来られた方について、本人確認をすることがルールとなりました。確認  
 の方法は運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートなどの公的機関  
 が発行した写真付き免許証や許可証を提示していただきます。

免許証などがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金証書、年金手帳など  
 窓口に来られた方の氏名、住所、生年月日などが記載された帳票類2点以上をお  
 持ちください。

郵送の場合は、本人確認のため免許証などのコピーを同封します。

### 委任状が必要

代理人や使いの人が窓口に来た場合は、代理人などの方の本人確認のほかに、  
 委任状が必要になります。委任状がない場合は、交付されません。

## 2 戸籍謄本などをとることができる人は

### 本人又は親 族の場合

戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の親族(本人から見て父母、祖父母、  
 子供、孫、曾孫など)の人については、理由の明示は不要とすることができます。

兄弟、叔父、叔母、姪、甥のような親族でも、戸籍謄本などが必要な方の戸籍に記  
 載されてない場合は、第三者と同じ扱いになります。

### 第3者の 場合

戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の親族以外の第3者が戸籍謄本な  
 どをとれるのは、次の場合に限りです。

(1) 自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたりするため戸籍の記載事項  
 を確認する必要があるとき

(2) 国や地方公共団体に提出する必要があるとき

請求に際しては、なぜ戸籍謄本などが必要かの理由を、具体的に明示しなけれ  
 ばなりません。明示されない場合、認められない理由の場合は発行しない場合が  
 あります。

## 3 戸籍の届出を出すときは

養子縁組、協議離婚、結婚、協議離婚、認知の届出の際も、窓口に来られた方について本人確認を  
 します。本人であることが確認できなかったときは、届出が受理されたことを本人に通知します。

問い合わせ先 役場住民生活グループ ☎76-2151